

検討会等における主な意見（除染に関する部分）

自治体アンケート調査（岩手県、宮城県、福島県、茨城県、栃木県、群馬県、千葉県及び埼玉県の 119 自治体に送付、107 自治体より回収（回収率 89.9%））及び第 1 回～第 3 回の特措法検討会での主な意見は以下のとおり。

	自治体からの主な意見の内容	環境省のこれまでの対応・考え方及び委員意見
<p>除染の加速化・効率化・円滑化に資する措置</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>国直轄除染地域の除染については、地元市町村の意向を踏まえつつ、除染実施計画に基づき迅速かつ確実に（可能な限り工程は前倒しして）実施するように努めていただきたい。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○国直轄除染地域における本格除染工事の実施に当たっては、可能な限り市町村の意向を尊重しつつ、具体的な施工計画を立てて臨んでいます。</li> <li>○また、除染工事の実施に当たっては、除染実施計画に示した期間内に除染が終了できるように作業人員の確保等に努めています。</li> </ul> <p>→委員意見</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・除染が終わらなければ、その次も進まない。予定どおり終わってほしいもの。除染作業の同意取得や仮置場の確保など、予定どおり終わることに対して、もう支障がないという理解でよいか（第 2 回岡田委員発言）</li> </ul>
	<p>【仮置場の確保等（市町村除染地域）】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>市町村の仮置場等が迅速に確保されるよう、国有地の積極的な提供を行う必要がある。</li> <li>仮置場等の安全性や管理内容について、住民理解を促すための支援に国も積極的に関わる必要がある。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○市町村除染の仮置場については、地域の実情を最もよく御存知の市町村において確保いただいているところです。国有地の提供についても、環境省から関係機関に協力依頼等を行ってきました。とりわけ、林野庁においては仮置場に係る用地についての国有林野の無償貸付け等、積極的に協力いただいています。</li> <li>○仮置場については、環境省としても、管理実態の情報の集約・発信を行うとともに、住民の方に御理解いただけるよう、市町村からの御要望を踏まえながら必要に応じて説明会への職員や専門家の派遣を行っています。</li> </ul> <p>→委員意見</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・市町村除染の地域が 27 年、28 年できちんと終わるような流れでいっているのか、課題があるとしたらどういうところなのか（第 2 回崎田委員発言）</li> <li>・（再掲）除染が終わらなければ、その次も進まない。予定どおり終わってほしいもの。除染作業の同意取得や仮置場の確保など、予定どおり終わることに対して、もう支障がないという理解でよいか（第 2 回岡田委員発言）</li> </ul>

	自治体からの主な意見の内容	環境省のこれまでの対応・考え方及び委員意見
除染の加速化・効率化・円滑化に資する措置（つづき）	<p>【除染の手法】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・地域の実情に応じた除染手法等も採用したい。</li> <li>・除染技術に関する知見を集積し、必要に応じて「除染関係ガイドライン」の改訂を行っていただきたい。</li> </ul>	<p>○円滑な除染の実施のために現場のニーズに応じて柔軟に対応していくため、得られた知見等の蓄積を踏まえて「除染関係ガイドライン」や除染関係Q&amp;Aの改訂を随時行っています。また、除染関係ガイドラインに位置付けられていない手法についても、その手法で除染を実施する必要がある場合には、現地の実情に応じた柔軟かつ迅速な判断に努めています。</p> <p>→委員意見</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・市町村ごとにやり方を模索しているという話があるが、リスコミと密接な関係があるのではないかと。先行事例などの情報を提供することや除染情報プラザと協力してやるのが重要ではないかと（第2回崎田委員発言）</li> </ul>
	<ul style="list-style-type: none"> <li>・学校等だけではなく、一般家庭においても、空間線量率の測定位置を50cmとしてほしい。</li> </ul>	<p>○被ばく線量による影響については、人への健康影響の寄与の程度を考慮することが重要であると考えられるため、人の通常の生活パターンを踏まえ、統一的に原則として1mの高さで汚染の状況を測定することとしています。</p> <p>○なお、保育園、幼稚園、小学校、特別支援学校及びそれらの通学路、主な利用者が幼児・低学年児童である公園等においては、特措法施行前に開始された文部科学省等の補助事業により行われた除染で用いられた測定の高さを踏まえ、例外的に50cmとしています。</p>
	<p>【地域間の整合性】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・国直轄除染地域と市町村除染地域の作業内容の統一を図っていただきたい。</li> </ul>	<p>○国直轄除染地域及び市町村除染地域においては、「除染関係ガイドライン」を基本としつつ、空間線量率や現場の状況に応じて手法を決定し統一的に除染を行っています。</p> <p>○また、国直轄除染地域の除染を実施する際には、除染地域の市町村と連携を図っています。</p>

	自治体からの主な意見の内容	環境省のこれまでの対応・考え方及び委員意見
<p>除染の加速化・効率化・円滑化に資する措置（つづき）</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・福島県と同等の除染をしていただきたい。</li> </ul> <p>【作業員の労働環境】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・除染業務の委託におけるトラブル解決のため、相談機関の設置などが必要。</li> <li>・作業員を安定的に確保するため、暴力団排除徹底・労働安全対策・除染作業のイメージアップ等講じる必要がある。</li> <li>・宿舍立地による渋滞対策や作業員の交通マナーの徹底等を講ずる必要がある。</li> <li>・危険手当の支給が国直轄除染地域に限られており、作業員の確保に苦慮。公平かつ速やかに除染を完了する手立てを講じていただきたい。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○特措法に基づき市町村等が実施する除染については、特措法基本方針を踏まえ、環境省が線量等に応じた技術的・財政的措置を行っています。</li> <li>○福島県外においては、現時点では、自然減衰等により、線量が比較的高い地域はなくなっているものと認識しています。</li> <li>○ただし、福島県外でも、子どもの生活環境を中心に福島県内と同じように、土の剥ぎ取りや高圧洗浄を可能としています。</li> </ul> <p>→委員意見</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・市町村除染に関して、自然減衰で1ミリシーベルトを下回っているところがかかりあるのではないかと。そういう状況での除染というのは何なのだろうかという議論があります。（第1回中杉委員意見）</li> </ul> <ul style="list-style-type: none"> <li>○環境省では、受注者に対して暴力団排除に関する誓約事項の再徹底を要請するとともに、協議会を開催し、福島県警等とも密に連携すること等により暴力団排除について取り組んでいます。除染作業のイメージアップ対策の一環としては、除染への理解を深めるための「サンクスヘルメット」企画や「福島再生。」等の取組を行っています。また、労働安全対策については、厚生労働省や警察とも連携し、安全確保等の徹底についての事務連絡の発出、協議会の開催、安全パトロール等の取組を行っています。</li> <li>○また、受注者への事務連絡等により、作業員のマナーの徹底や相乗り等による渋滞対策の促進を図っています。</li> <li>○国直轄除染地域で支払われている特殊勤務手当は、国直轄除染地域が、避難指示が出されている地域（比較的線量が高い地域）であり、作業員にとって精神的にも身体的にも、負担が大きいため支払われているものです。</li> </ul>

	自治体からの主な意見の内容	環境省のこれまでの対応・考え方及び委員意見
除染の加速化・効率化・円滑化に資する措置（つづき）	<p>【予算措置等】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・除染が完了するまで財政措置を継続していただきたい。</li> <li>・実態に即した標準単価を設定していただきたい。</li> <li>・市町村除染実施の基礎資料とするため、国直轄除染における積算資料を示していただきたい。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○特措法に基づく除染については、引き続き財政措置の対象となります。</li> <li>○除染等工事の積算で用いている単価は、最新の工事实績等をもとに、極力、実態に即したものとなるよう、随時見直しを行っています。</li> <li>○国直轄除染における積算資料としては、「除染特別地域内における除染等工事に係る設計労務単価」及び「除染特別地域における除染等工事暫定積算基準」を公表しています。</li> </ul>
目標	<ul style="list-style-type: none"> <li>・長期目標として、「年間追加被ばく線量 1mSv 以下」を堅持する必要がある。</li> <li>・平成 25 年 8 月時点での暫定目標（一般公衆の年間追加被ばく線量等）は一定程度達成し、市町村の除染の役割は一つの区切りとなった。長期的な目標として、具体的な目標や手法が示されていない状況であり、住民の不安解消等、暫定目標と整合を図った形で新たな方向性を示し、国が主体となり実施していただきたい。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○特措法基本方針において、長期的な目標として、追加被ばく線量が年間 1mSv 以下となることを目指しており、この方針について変更する予定はありません。なお、この目標は、生活圏を中心とした除染や、モニタリング、食品の安全管理、健康診断等による放射線リスクの適切な管理等の総合的な対策により達成するものと考えています。</li> </ul> <p>→委員意見</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・地域の除染が終わる自治体が増えてきているなか、地域の方々と共に終了宣言していけるように、除染の終わり方（収束の仕方）について自治体間で具体的な事例を共有できるとよい（第 1 回崎田委員発言）</li> </ul>

	自治体からの主な意見の内容	環境省のこれまでの対応・考え方及び委員意見
目標（続き）	<ul style="list-style-type: none"> <li>・除染工事の目標値がないので、成果を数値で評価できない。</li> <li>・長期的な目標としてだけでなく、空間線量率（50cm）が 0.23<math>\mu</math>Sv/h 未満となることを除染の目標とすることを法に規定していただきたい。</li> </ul>	<p>○除染作業は、線量に応じた適切な方法で下げられるところまで線量を下げるといふ考え方のもと実施しており、個々の除染作業の目標の設定を行うことは困難であると考えています。</p> <p>→委員意見</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・長期目標としての「年間追加被ばく線量 1mSv 以下」に対して 5mSv などイメージできるが、いいように言えば、1 mSv がより安全安心を与えるということで、変えないということでもいいと思う。（第2回田中委員意見）</li> <li>・自治体から「空間線量 0.23 <math>\mu</math> Sv/h が除染の目標であると誤って一般的に捉えられている」という意見が出ているが、このあたり線量の低い地域で除染から復興へ向かって行く中で大事なポイントとなる（第2回崎田委員意見）</li> </ul>
森林・河川・湖沼・農地等の除染	<p>【森林】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・日常生活圏以外の山林について、除染の方針を明確化すべき</li> </ul>	<p>○森林周辺の居住者の生活環境における放射線量を低減する観点から、住宅等に近接する森林(原則として林縁から 20m 程度の範囲)及び日常的に人が立ち入るキャンプ場やほだ場などの森林は、除染の方針を示しています。それ以外の森林については、環境省と林野庁が連携し、調査・研究を進めながら、蓄積した知見等に基づき、環境回復検討会において検討を行っているところです。</p> <p>→委員意見</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・森林の除染により、森林の機能が損なわれるとの議論もある。森林で放射性物質の動態がどうなっているとか、住民に伝えるためのツールがあれば合意形成しやすいのでは。（第2回岡田委員発言）</li> </ul>

	自治体からの主な意見の内容	環境省のこれまでの対応・考え方及び委員意見
森林・河川・湖沼・農地等の除染（続き）	<p><b>【河川・湖沼等】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>河川・湖沼等について、除染の方針を明確化すべき。</li> <li>河川・湖沼等についてさらなる調査・研究を継続するとともに、リスクコミュニケーションに配慮した取組・将来を見据えた対策の検討等をいただきたい。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>河川・湖沼等の除染の方針については、環境回復検討会において検討を行い、「水の遮へい効果が期待できず、放射性 Cs の蓄積により空間線量が高く、かつ、一般公衆の活動が多い生活圏に該当すると考えられる箇所について、必要に応じ、除染を実施する」との方針を示しています。</li> <li>河川・湖沼等については、現時点で人への直接的な影響が考えられない場合においても、河川・湖沼等の流域全体における放射性 Cs の動態等について、関係主体が相互に有機的に連携して、モニタリングを継続するとともに長期的な視点から調査・研究を実施しています。</li> <li>河川・湖沼等を利用したレクリエーション活動が自粛されている現実が多くあることや飲料水に対する不安があることなどに留意し、関係者の正しいリスク認識の醸成に資するよう、継続的に河川・湖沼等における放射性 Cs の汚染状況やそれによるリスク等に関する知見について更なる集約を図るとともに、それらの活用方法の検討を行っています。</li> </ul>
	<p><b>【農地】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>農地除染を実施する場合には、営農再開の時期や地力の回復などに配慮しつつ進めていただきたい。</li> <li>除染手法を農家に正しく周知するとともに、除染が終了した農地を順次市町村に連絡することで、農家による営農再開の取り組みにつなげていただきたい。</li> <li>保全管理できる状態に復旧するまでを除染作業とし、農業者に引き渡していただきたい。</li> <li>除染実施が困難なほ場についての除染技術・手法を開発していただきたい。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>環境省では、農業生産を再開できる条件を回復させるよう配慮が必要なことから、表土剥ぎ及び客土（又は反転耕・深耕）を行った農地について、ゼオライト等の土壌改良資材を施用し、地力の回復を図っています。営農再開に向けては、除染、除染後の農地管理等の支援及び除染技術開発について農林水産省、自治体等と連携して取り組んでいます。</li> <li>また、住民説明会等で除染手法を周知するとともに、除染が終了した農地については、営農再開へ向けた取組を円滑に実施できるよう、除染が終了した農地について、順次市町村へ連絡を行っているところです。</li> </ul>

	自治体からの主な意見の内容	環境省のこれまでの対応・考え方及び委員意見
<b>森林・河川・湖沼・農地等の除染（つづき）</b>	<p>【特措法外の除染】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・道路側溝等の堆積物等については、空間線量率に関わらず除染対象とし、財政措置対象としていただきたい。</li> <li>・道路側溝等の堆積物等に対する処理方針を示していただきたい</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○汚染状況重点調査地域に指定され除染実施計画に定められる区域内であって、地上 1m の空間線量率が 0.23 <math>\mu</math> Sv/h 以上の地点では、道路側溝汚泥等の除去等について、財政的措置を講じています。</li> <li>○それ以外の地点については除染の必要はなく財政措置の対象とはしていません。</li> <li>○御指摘も踏まえ、環境省において、除去された堆積物等の処理の方針を検討する必要があると考えています。</li> </ul>
<b>土壌の処分・処分基準（減容化・再利用を含む）</b>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・福島県外においては、保管している土壌の処分方法が決まっていないため、除去土壌の処分基準を早急に示してほしい。その際、住民に理解が得られるようなものや地域の実情にあったものとしていただきたい。</li> <li>・除去土壌を国が主体となって処分していただきたい。</li> <li>・放射性物質が拡散されることなく、かつ将来に影響を与えない方法により国の責任において一元的に管理、処分されるよう、除染に伴う土壌等の処分が除染等の実施者とされている特措法の規定を改正していただきたい。</li> <li>・一般の最終処分場での処分ができるよう、調査・研究を行っていただきたい。</li> <li>・減容化、再利用等について考え方を示すべき。</li> <li>・処分場所の確保ができない場合は、国有林野の提供をお願いしたい。</li> <li>・地域住民から、現場保管している除去土壌について保管場所から移動してほしい旨の要望がある。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○除去土壌の処分基準については、関係自治体等の御意見を丁寧に向いつつ、環境回復検討会において技術的な検討を行い、環境省において策定する予定です。</li> <li>○福島県外で発生した除去土壌の処分については、特措法第 35 条に基づき、除染実施者が実施するものとされています。</li> <li>○また、処分に当たって必要な財政的措置や技術的な支援を行っていきたいと考えています。</li> </ul> <p>→委員意見</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・チェルノブイリの事例やこれまでの科学的知見を踏まえても、放射性物質が土壌からほとんど移動せず、地下水にも溶出しないことが分かってきている。処分基準の検討に当たっては、科学的知見に基づいて、合理的な判断をすべき。また汚染土壌等の発生抑制の観点も必要。（第 2 回大迫委員発言、田中委員発言）</li> <li>・自治体からは「処分は国が行ってほしい」との意見もあるが、国がこれを事務として行うのはちょっと体制として難しいのではないかと。基本的には住民生活に近い自治体にしていただき、国は技術的・財政的支援を行うということではないかと。（第 2 回大塚委員発言）</li> </ul>

	自治体からの主な意見の内容	環境省のこれまでの対応・考え方及び委員意見
フォローアップ除染	<ul style="list-style-type: none"> <li>・事後モニタリングの具体的な実施方法を示すとともに、継続的に財政措置を行っていただきたい。</li> <li>・除染効果が維持されていない箇所（ホットスポット等）が確認された場合のフォローアップ除染に係る方針等を策定していただきたい。</li> <li>・フォローアップ除染の経費についても財政措置の対象としていただきたい。</li> <li>・フォローアップ除染の定義・方針について、法に規定していただきたい。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○事後モニタリングの具体的な手法、詳細については、除染関係 Q&amp;A で示しています。</li> <li>○フォローアップ除染については、平成 26 年 3 月の第 11 回環境回復検討会にて一定の考え方を示しており、仮に部分的に除染効果が維持されず空間線量に影響を与えているような箇所があった場合には、モニタリングの結果や現場の状況に応じて、合理性や実施可能性を判断し、必要なフォローアップの除染を行うことを可能としています。</li> <li>○必要なフォローアップ除染については、引き続き財政措置の対象となります。</li> </ul>
帰還困難区域の除染	<ul style="list-style-type: none"> <li>・帰還困難区域内の除染実施計画を策定し、早急に除染を実施していただきたい。</li> <li>・帰還困難区域内であっても復興拠点については優先的に除染していただきたい。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○除染を含めた帰還困難区域の取扱いについては、放射線量の見通し、今後の住民の方々の帰還意向、将来の産業ビジョンや復興の絵姿等を踏まえ、政府として、地元と検討を深めていくこととしています。</li> <li>○一方、復興に不可欠な広域的インフラや復興拠点については、関係機関とともに個別にその必要性等を精査した上で除染を実施しています。</li> </ul> <p>→委員意見</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・発災から 4 年経過しており、当時帰還困難区域とされたところも、今は線量的に見ると居住制限区域や準備区域にしてもいいところがある。4 年の経過を踏まえて、除染の扱いを考えるべき（第 2 回森委員発言）</li> <li>・帰還困難区域の除染に関しては、地域の放射線の見通し、地域の帰還意向、将来の地域づくりの方向性などを総合的に考えるというのが、地域の方にとっては大変重要。環境省だけではなく、内閣府や復興庁が関与するところだと思うが、政府はどのように進めているのか。（第 2 回崎田委員発言）</li> </ul>

	自治体からの主な意見の内容	環境省のこれまでの対応・考え方及び委員意見
汚染状況重点調査地域の指定解除	<ul style="list-style-type: none"> <li>・汚染状況重点調査地域の指定解除の要件・手順を示していただきたい。</li> <li>・中間貯蔵施設での貯蔵後の処分が終了しない限り解除できないのか。 (福島県内の市町村については、30年間解除できないのか)</li> <li>・除染等の措置が完了した市町村は「除染措置完了市町村」とされているが、汚染状況重点調査地域の解除を補う制度であれば、特措法で規定していただきたい。また、「除染等の措置」と「除染等の措置等」の表現がわかりにくいため平易な表現としていただきたい。</li> </ul>	<p>○汚染状況重点調査地域の指定の解除については、除染実施計画に基づく除染等の措置等が完了するとともに、特措法第33条において、指定の要件(0.23μSv/h以上)となった事実の変更により必要が生じたときに、同地域の区域の変更又は指定を解除することができることとされています。</p> <p>○中間貯蔵施設への搬入の進捗状況や各市町村の処分の状況を踏まえ、対応方針について検討していきたいと考えています。</p> <p>○また、環境省では、汚染状況重点調査地域に指定された市町村のうち、市町村が策定した除染実施計画に基づいて実施された除染等の措置の完了の報告があり、環境省が内容を確認した市町村を「除染措置完了市町村」と位置付け、HPで公表しています。</p> <p>→委員意見</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・福島県内では何もしないと30年が終わるまで解除できないことになるので、よく検討してほしい(第2回大塚委員発言)</li> </ul>

	自治体からの主な意見の内容	環境省のこれまでの対応・考え方及び委員意見
<p>リスクコミュニケーション・住民への説明</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>空間線量 <math>0.23 \mu\text{Sv/h}</math> が除染の目標値であると、誤って一般的に捉えられている。暫定目標（一般公衆の年間追加被ばく線量を平成 25 年 8 月までに平成 23 年 8 月末と比べて 50% 低減すること等）や長期的な目標が年間追加被ばく線量 <math>1\text{mSv}</math> であること等を、国が責任を持って広く住民に周知していただきたい。</li> <li>わかりやすい除染の制度を整備した上で、市民に対して十分な説明を行っていただきたい。</li> </ul>	<p>○環境省では、除染情報プラザの展示や専門家派遣、ウェブサイトや各種メディア等を活用し、特措法基本方針における平成 25 年 8 月末までの目標や長期的目標等を含む除染関連情報について、関係地方公共団体の御協力をいただきながら、住民の方々への周知に取り組んでいます。</p> <p>→委員意見</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>（再掲）自治体から「空間線量 <math>0.23 \mu\text{Sv/h}</math> が除染の目標であると誤って一般的に捉えられている」という意見が出ているが、このあたり線量の低い地域で除染から復興へ向かって行く中で大事なポイントとなる（第 2 回崎田委員意見）</li> <li>個人線量の把握も重要ではないか（第 2 回崎田委員意見）</li> </ul>
	<ul style="list-style-type: none"> <li>除染作業・除染効果・仮置場設置への理解を深めるため、きちんと説明できる人材確保・人材育成が重要。</li> </ul>	<p>○除染作業等の説明を担う人材については、福島環境再生事務所において定期的に職員公募を行い、特に公共工事の計画、用地の取得等、関係する業務の経験者を主体に、必要人数の確保を図っています。また、除染等業務全般について新任の職員を対象とした研修を実施しているほか、経験を積んだ職員の指導等により、現場での実務を通じた人材育成を行っています。</p> <p>→委員意見</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>住民の個々に寄り添うような対応ができる人が求められており、内閣府の相談員制度についても言及すべきではないか。（第 2 回崎田委員意見）</li> </ul>

<p>その他</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・特措法第 3 条に基づき、国の主体责任の下、必要な除染は確実に実施することはもとより、福島県民が求めているのは事故以前の環境の回復であり、生活環境だけではなく自然環境も含めた総合的な放射性物質対策を国の責任で進める必要がある。</li> </ul>	<p>○政府では、関係省庁間で連携しながら、事故由来放射性物質による環境の汚染の対処に関するこれまでの知見を踏まえながら、総合的な放射性物質対策を進めています。</p>
	<ul style="list-style-type: none"> <li>・特措法第 35 条第 1 項第 4 号に規定する環境省令で定めるものとして大規模事業者等を加えるべき。</li> </ul>	<p>○特措法第 35 条第 1 項第 4 号の規定は、第 1 号～第 3 号・第 5 号に定められた公共機関（国・都道府県・市町村）と同等に、除染等の措置等を実施する者を定めることを目的として規定されています。これを受けて、「除染実施区域に係る除染等の措置等を実施する者を定める省令」において、国・都道府県・市町村と同等のものとして、独立行政法人等を定めています。</p> <p>○なお、特措法第 35 条第 3 項（土地等の所有者等と上記公共機関等で合意が得られた場合、土地等の所有者等が除染等の措置等を実施することができる）を用いて、大規模事業者等を始めとする民間企業が除染を行っている事例があります。</p>

	主な意見の内容	環境省のこれまでの対応・考え方
<p>具体的な事業・手続き等に対する要望</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・町内の復興拠点において、被害家屋調査を実施する予定。除染後の解体家屋といった二度手間にならないよう、家屋解体担当との具体的な協議を進めていただきたい。</li> <li>・今後、除染のみならず建物解体が行われ、仮置場の確保が重要になってくる。除去土壌の減容化や焼却施設の整備ができるようにしていただきたい。</li> <li>・道路や河川などの除染の際、工法も含めて特措法第30条に基づく同意を徹底させる必要がある。</li> <li>・特別地域内除染実施計画に「関係機関と調整しながら」と記述があるが、関係機関とはどこなのか明記すること。</li> <li>・仮置場の容量が少なく、仮仮置場からの搬出ができない。</li> <li>・仮置場が村内の優良農地で占めており、営農再開の弊害となるため、中間貯蔵に搬入が遅れる場合、別の仮置場を設置していただきたい。</li> <li>・特措法第35条第3項にて、土地等の所有者等も合意により除染ができることとなっているが、現実的な対応を講じていないことから、整理すべき。</li> <li>・除染実施計画の計画満了後に、国、県等の管理する施設及び土地において周辺と比較し高い放射線量を示す箇所が発見された場合には、市町村に除染実施計画の策定を求めることなく、国・県等が除染を行うよう、法の改正・財源措置等の体制整備を行っていただきたい。</li> <li>・引き続き除染を実施し、安心・安全なまちづくりのためにも、除染実施期間の延長について検討していただきたい。</li> <li>・現場保管の柔軟な対応（除染実施敷地以外の現場保管）について検討いただきたい。</li> </ul>	<p>○御意見も踏まえ、検討・対応いたします。</p>

検討会等における主な意見（中間貯蔵に関する部分）

自治体アンケート調査（岩手県、宮城県、福島県、茨城県、栃木県、群馬県、千葉県及び埼玉県の119自治体に送付、107自治体より回収（回収率89.9%）及び第3回の特措法検討会での主な意見は以下のとおり。

	主な意見の内容	環境省のこれまでの対応・考え方
1. 法律上の位置付け・整理	<p>【中間貯蔵施設及び最終処分場の定義】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・中間貯蔵施設及び最終処分場の定義を法律に規定していただきたい。</li> </ul>	<p>【中間貯蔵施設及び最終処分場の定義】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 「中間貯蔵」及び「最終処分」については、放射性物質汚染対処特措法（以下「特措法」という。）第41条第1項に規定する除去土壌の「保管」又は「処分」等に該当し、「中間貯蔵施設」及び「最終処分場」については、同法第53条に規定する「汚染廃棄物等の処理のために必要な施設」に該当しています。また、同法第7条に基づく基本方針（平成23年11月11日閣議決定）の中で、「中間貯蔵施設」・「最終処分場」を明記しています。</li> <li>○ 昨年臨時国会で、日本環境安全事業株式会社法が改正され、「中間貯蔵」及び「最終処分」の定義規定が置かれるとともに、「中間貯蔵開始後30年以内に、福島県外で最終処分を完了するために必要な措置を講ずる」と規定されたところです。</li> </ul>

	主な意見の内容	環境省のこれまでの対応・考え方
1. 法律上の位置付け・整理（続き）	<p><b>【中間貯蔵施設への輸送等の実施主体】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 中間貯蔵施設への搬出に係る輸送については、特措法第25条の除染等の措置等に含まれるのか明確と言い難い。中間貯蔵施設には、複数の汚染状況重点調査地域から除去土壌等が搬入されることから、搬出・搬入に係る輸送の措置を行う主体は国として明文化するべきであると考ええる。また、輸送に伴う道路拡幅工事等の必要な環境整備についても、同様に実施主体を明確にすべきであると考ええる。</li> </ul>	<p><b>【中間貯蔵施設への輸送等の実施主体】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 特措法第25条第1項における「除染等の措置並びに除去土壌の収集、運搬、保管及び処分」の「収集」又は「運搬」に中間貯蔵施設への輸送は含まれます。</li> <li>○ また、福島県、福島県内の市町村、関係機関から構成される「中間貯蔵施設への除去土壌等の輸送に係る連絡調整会議（以下「輸送連絡調整会議」という。）」での調整を経て、昨年11月に取りまとめた「中間貯蔵施設への除去土壌等の輸送に係る基本計画（以下「輸送基本計画」という。）」においても、除染特別地域から生じた除去土壌及び特定廃棄物については国が、除染実施区域から生じた除去土壌等については除染実施者である市町村等が、それぞれ中間貯蔵施設への輸送を行うこと等を明記し、その上で、除染実施区域の積込場から中間貯蔵施設への輸送については、国が特措法第42条等の規定により輸送を代行することと整理しています。</li> <li>○ 輸送に伴う道路・交通対策については、当該道路の中間貯蔵施設への輸送とその他の目的の利用状況を踏まえ、環境省として、道路管理者等と連携して必要な対策を実施していきます。なお、輸送基本計画等において、中間貯蔵施設への輸送車両の円滑かつ安全な通行、輸送車両の集中による一般交通への影響の抑制を図るため、関係機関と連携し、地域の状況に応じ、必要な道路・交通対策を実施するとともに、これらの対策については、中間貯蔵施設への輸送に伴い当然に必要なものについては、国が中間貯蔵施設の整備費の中で費用を負担することとしている旨を明らかにしております。</li> </ul>

	主な意見の内容	環境省のこれまでの対応・考え方
1. 法律上の位置付け・整理（続き）	<p>・除染等の措置等の実施者については特措法第35条第1項において定められているところだが、中間貯蔵施設までの輸送、当該施設での保管及び処分、さらに最終処分までの処理を市町村が行うとしていることは現実にそぐわない。第42条の規定に基づく代行として取り扱うこととされているが、処理の内容から法の整理が必要である。</p>	<p>○ 特措法第35条第1項に基づき、除染実施区域から生じた除去土壌の収集、運搬、保管及び処分については地域に精通した市町村等が行うこととされています。他方、中間貯蔵施設の整備・管理運営や中間貯蔵後の最終処分、積込場から中間貯蔵施設への輸送等については、特措法や中間貯蔵・環境安全事業株式会社法（JESCO法）等に基づき、国が責任を持って行うこととしています。積込場から中間貯蔵施設への輸送や中間貯蔵施設内での保管等については、現実に即して特措法上の市町村の事務を国が行うことができるよう、特措法第42条等の規定に基づき国が代行するという整理をし、運用しているところで</p>

	主な意見の内容	環境省のこれまでの対応・考え方
2. 中間貯蔵施設での 処理対象物	<p>【特措法外の土壌等】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・特措法施行前の線量低減化措置や線量低減化事業に伴い発生した土壌等についても、早期に全量を受け入れしていただきたい。</li> <li>・除染等の措置に類する行為により生じた土壌等の処理については、学校等の表土除去物等を一部除去土壌等として取り扱う方向性が示されているものの、未だ処理に困難を極めているものが散見される状況であることから、これらも含め中間貯蔵施設で受け入れるよう強く要望したい。</li> <li>・ため池等における放射性物質拡散防止対策で発生した土壌等の取扱いについて、地域住民が不安を抱くようなことのないよう処理すべき。</li> <li>・市町村判断により実施した除染で発生した土壌等の処分については国の責務において対応してほしい。</li> <li>・特措法第 35 条第 1 項において、除染実施計画に定められる区域内の除染等の措置等はそれぞれ除染実施者が行うこととされているが、除染実施計画に定められる区域外の除染等の措置等についてはそもそも規定がなく、中間貯蔵施設までの土壌等の輸送は市町村が行うこととされているものではないことから、第 42 条の規定によることなく、国が輸送を行う旨を規定していただきたい。</li> </ul>	<p>【特措法外の土壌等】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 「中間貯蔵施設への搬入に当たっての確認事項等について」(平成 27 年 2 月 8 日 環境省・復興庁)において、「放射性物質汚染対処特措法の施行前に緊急的に実施された学校等での除染により生じた土壌等については、実態を踏まえ中間貯蔵施設に搬入することとします。また、ため池の放射性物質対策等で生じた土壌等のうち、線量が高いなどの理由により、中間貯蔵施設以外での処理が困難なものについても、状況を把握し関係機関間で整理を行った上で中間貯蔵施設に搬入することとします。」としており、この方針に沿って対応することとしています。</li> <li>○ また、このような方針に基づき、中間貯蔵施設に搬入するものについては、特措法に基づく除染により発生した除去土壌等と同様に処理します。</li> </ul>

	主な意見の内容	環境省のこれまでの対応・考え方
2. 中間貯蔵施設での 処理対象物（続き）	<p><b>【現場発生品】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 除去土壌等の保管のために仮置場で使用している資機材については、量が膨大であり、保管や処分ができない。搬出後、地権者への速やかな土地の返還が進むように、それらの資機材についても中間貯蔵施設へ搬出できるような措置を望みたい。</li> <li>・ 除去土壌等を保管・管理するために使用していたシート類の処分について国の責務において対応してほしい。</li> </ul>	<p><b>【現場発生品】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 仮置場等で使用した遮へい用の土砂や遮水シート等の現場発生品については、放射性物質による汚染が低く再利用や処分が可能なものについては、中間貯蔵施設へ輸送・貯蔵するのではなく、再利用等を推進することがまずもって重要となります。放射性物質による汚染が高いなどの理由により、再利用等が困難なものについては、状況を把握した上で中間貯蔵施設に搬入することとします。</li> <li>○ 今後、国としても、除染特別地域での現場発生品の再利用方法等を市町村に共有させていただくとともに、除染実施区域の仮置場等から発生した現場発生品について、安全性の確認や周知等可能な限りの対応をさせていただきます。</li> </ul>

	主な意見の内容	環境省のこれまでの対応・考え方
3. 早期搬出等・スケジュール	<p><b>【早期搬出等】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・仮置場等からの搬出について、早期に実施してほしい。</li> <li>・仮置場等からの搬出を早期に実施するためにも、中間貯蔵施設の早期完成をお願いしたい。</li> <li>・中間貯蔵施設の建設、本格輸送について、遅れが生じており、不信感を住民に抱かせているため、関係住民への配慮をしつつ早期着手をお願いしたい。</li> </ul> <p><b>【中間貯蔵施設に係るスケジュールの公表】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・パイロット輸送・本格輸送の搬出スケジュール等を早期に公表してほしい。</li> <li>・仮置場等の設置期間を明確に説明することが仮置場等設置の住民等の理解を得るための重要な条件の一つであることから、中間貯蔵施設に係る工程を示してほしい。</li> <li>・平成 23 年 10 月から工程表を改訂していないので、今後の見通しを含めて対応していただきたい。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 早期搬出等及び中間貯蔵施設に係るスケジュールの公表に当たっては、用地の確保が前提となります。現在、そのための取組を進めているところであり、引き続き、中間貯蔵施設予定地の地権者の皆様に丁寧に説明をし、御理解を得ることができるよう、全力で取り組んでまいります（詳細は 4. 参照）。</li> <li>○ また、輸送に関しては、まずは、現在実施しているパイロット輸送を着実に実施し、その結果を検証すること等が重要であると考えています。</li> <li>○ 以上のような取組を進めながら、当面は、各市町村により行われる仮置場等の設置期間の説明に資するよう、中間貯蔵施設全般に係る現状、パイロット輸送に係る進捗状況等の情報提供に努めてまいります。</li> </ul>

	主な意見の内容	環境省のこれまでの対応・考え方
4. 用地確保	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 早期搬入ができるように、速やかな用地の確保をお願いしたい。</li> <li>・ 中間貯蔵施設の用地の確保が進まない仮置場の確保等に大きな影響がでてくるため、収用法的な効力を持つ内容とした法の改正をお願いしたい。</li> <li>・ 関係地権者に寄り添った交渉を進めること。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 登記記録上で約 2,400 名の地権者がいらっしや、これまでに環境省として連絡先を把握している約半数の方全てに連絡を取り、順次、個別訪問等による説明を進めています。さらに、建物等を所有されている地権者の方については、御了解を得て、物件調査等を進めています。</li> <li>○ 並行して、連絡先が不明の地権者についても、登記記録に記載されている地権者の戸籍簿等を調査することで、特定作業を進めています。</li> <li>○ 地権者の皆様の御理解を得ることができるよう、地権者の立場に立った親身な対応を行うこと等の訓示を大臣から用地担当職員に直接行うなど、環境省を挙げて、地権者の皆様に寄り添った丁寧な説明を行っていくことを徹底しています。</li> <li>○ 本年4月には、福島環境再生事務所の用地担当職員の増員をし、現在、更なる職員の増員も進めているところであり、外部専門家の積極的な活用も図りながら、引き続き連絡先を把握している地権者の方々への丁寧な説明と、連絡先を把握していない地権者の特定作業に全力で取り組んでまいります。</li> </ul> <p>→委員意見</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 大規模な土地改変が行われ、筆がばらばらとなるケースにも地上権を適用できるか。地上権を設定した場合に、どのように土地を返還するのか。(第3回新美委員発言)</li> <li>・ 地権者が所有権を処分することを防止する方策はあるのか。(第3回新美委員発言)</li> <li>・ 東京電力が個々の土地について代位しないことは確認できているのか。確認できていないとすれば、東電の債権</li> </ul>

		<p>者が代位して土地の所有権を主張する可能性があり、整理をしておくべき。(第3回新美委員)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・最後まで所有者が分からない場合にはどうするのか。不在者財産管理人制度の適用範囲について確認が必要。(第3回新美委員発言)</li> </ul>
--	--	--

	主な意見の内容	環境省のこれまでの対応・考え方
5. 中間貯蔵施設での処理方法（施設関係）	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 中間貯蔵施設に搬入したものを最終処分が終わるまで、大型土のう袋等に入れて市町村ごとに管理されるのかどうか。</li> </ul>	<p>○ 中間貯蔵施設に搬入された時点で、耐候性大型土のう袋等の袋は破袋し、分別した上で、土壌貯蔵施設等に貯蔵することとしており、市町村ごとに管理する予定はありません（ただし、当面の保管場（ストックヤード）での保管については、袋を破袋せずに保管することとしています。）。</p> <p>○ したがって、最終処分の時点においても市町村ごとの管理は想定していません。</p> <p>→委員意見</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 30年という長期に渡り管理するに当たって施設の管理に関する基準をどのようにするのか。(第3回森委員発言)</li> <li>・ 土壌は濃度別に貯蔵するのか。(第3回田中委員発言)</li> <li>・ 雨水を含め、排水をどう処理する計画なのか。(第3回中杉委員発言)</li> </ul>

	主な意見の内容	環境省のこれまでの対応・考え方
6. 輸送	<p><b>【輸送に当たっての配慮】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・除去土壌等の搬入について、町民の一時帰宅に支障のないように配慮していただきたい。</li> <li>・中間貯蔵施設への輸送に関して、そのルートに位置する市町村の意向を最大限取り入れて計画立案をお願いしたい。</li> </ul>	<p><b>【輸送に当たっての配慮】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 中間貯蔵施設への輸送に当たっては、これまで、地元からの御要望を踏まえ、お彼岸で一時帰宅される方が多くなる時期の輸送を避けること、一時帰宅される方への注意を含む輸送車両の運転者への安全教育、交通誘導員の配置及び注意喚起看板の設置等の配慮をしてきたところです。</li> <li>○ また、輸送ルート等については、輸送連絡調整会議での調整や直接市町村と相談してきたところです。引き続き、関係市町村と十分に相談させていただきつつ、輸送時期、輸送ルート等を具体化し、輸送を実施してまいります。</li> </ul> <p>→委員意見</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・パイロット輸送で得られた結果をどのようにフィードバックしていくのか。(第3回岡田委員発言)</li> </ul>
	<p><b>【道路補修等】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・搬入路となる道路の維持・補修について、舗装圧が薄い箇所などは修繕等が必要となつてからの対応では一時帰宅者や復興事業者の通行に支障が生じることから、事前の改良等を協議のうえ実施していただきたい。</li> <li>・運搬車両の市街地の通行を少なくするため、既存の道路を整備改良し搬入路として活用していただきたい。</li> </ul>	<p><b>【道路補修等】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 比較的少量の除去土壌等を対象としたパイロット輸送を行う段階では輸送車両の台数も限られるため、交通誘導員の配置や注意喚起看板の設置を中心に対応することとしています。</li> <li>○ その後の本格的な輸送に向けては、輸送車両の台数や復興に向けた状況等も踏まえ、災害復旧や復興事業との関係も含めて、関係機関とも相談しながら必要な対応を行ってまいりたいと考えております。</li> </ul>

	主な意見の内容	環境省のこれまでの対応・考え方
6. 輸送（続き）	<p><b>【飛散防止等の安全対策】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 集約輸送の際の一般住宅等からの除去土壌等の搬出や容器への詰替時における除去土壌等の飛散防止対策について早急にお示しいただきたい。</li> <li>・ 着実に安全かつ円滑な搬入をお願いしたい。</li> </ul>	<p><b>【飛散防止等の安全対策】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 国が実施する集約輸送（積込場から中間貯蔵施設への輸送）においては、搬出時において、耐候性大型土のう袋等の保管容器に破損が見られた際は、一回り大きな耐候性大型土のう袋等に詰込むことで対応することとしています。積込場からの搬出時の飛散防止対策については、各積込場所の保管状況によって、有効な対策は異なると考えられますので、個別に検討し、対応します。</li> <li>○ 安全かつ円滑な輸送を確保するよう、輸送車両の飛散流出防止対策（荷台上部にシートを設置等）や、輸送ルート状況に即した交通誘導員の配置及び注意喚起看板の設置などの対策等を関係自治体とも調整した上で実施しています。</li> <li>○ 市町村が実施する端末輸送（仮置場等から積込場への輸送）については、除染関係ガイドラインや中間貯蔵施設への除去土壌等の輸送に係る H26～H27 年度実施計画（パイロット輸送）をご参照ください（御不明な点については、福島環境再生事務所から説明いたします。）。</li> </ul>

	主な意見の内容	環境省のこれまでの対応・考え方
6. 輸送（続き）	<p><b>【輸送の順番】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・平成 27 年度のパイロット輸送を早期に実施してほしい。</li> <li>・仮置場を設置している地区での保管継続についての説明会で、「仮置場で保管しているからといって、現地保管している市町村を優先に中間貯蔵施設に搬入することはしないでほしい。」との意見があった。</li> <li>・除染中の自治体の除去土壌等を取り除いても、また後から除去土壌等が仮置場に搬入され住民の不安は解消されない。除染が終了した自治体の除去土壌等を優先的に搬出して安全な地域を広げていくことが住民の理解を得られると考える。</li> <li>・パイロット輸送後も輸送の継続実施をお願いしたい。</li> <li>・中間貯蔵施設への搬出計画については、効率的に除去土壌等を搬出できるよう国直轄除染分と市町村除染分をまとめず、別々に作成してほしい。</li> </ul>	<p><b>【輸送の順番】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ パイロット輸送の順番については、パイロット輸送の目的に鑑み、積込場から搬出先までの距離が近いところからの搬出を基本として、積込場ごとに考慮すべき事項を踏まえ、福島県とともに関係機関と調整を行いつつ、まずは双葉郡 8 町村及び田村市から実施することとしています。6 月 25 日時点で、大熊町、双葉町、田村市、富岡町について搬入を完了し、現在川内村（6 月 8 日開始）、広野町（6 月 22 日開始）、浪江町（6 月 23 日開始）の仮置場からの搬出を行っているところです。</li> <li>○ 今後のパイロット輸送のスケジュールについては、搬出する積込場から中間貯蔵施設までの距離、積雪等の気候条件等の観点を考慮し、福島県及び関係市町村等と調整し、順次、個別の積込場の搬出時期を決めていきます。郡山市、棚倉町、浅川町の合計 5 つの小学校に仮置きされている除去土壌等については、夏休み期間を利用して輸送を開始することを 6 月 25 日に公表しました。</li> <li>○ また、パイロット輸送の後の本格的な輸送については、パイロット輸送の結果を踏まえつつ、用地確保の状況等も踏まえながら、関係機関と調整してまいります。</li> <li>○ なお、各市町村からの搬出に先立ち、搬出する仮置場等の決定に際しては、地域の実情を熟知している当該市町村の御意見・御意向を踏まえることが重要であると認識していますが、統一的かつ安全で効率的な輸送の観点からは、除染特別地域（国直轄除染分）と除染実施区域（市町村除染分）を明示的に切り分けて検討することは考えていません。</li> </ul>

	主な意見の内容	環境省のこれまでの対応・考え方
6. 輸送（続き）	<p><b>【現場保管場所からの搬出について】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・仮置場以外の現場保管をしている場所からでも、国で中間貯蔵施設へ搬入をしてもらいたい。</li> <li>・公園については、いち早く除染を進める必要があったことから、公園内に現場保管しているところであり、除去土壌等の量も公園ごとに異なる。このような状況を踏まえ、中間貯蔵施設への本格搬出にあたっては、小口の保管量である公園からも、直接、中間貯蔵施設に搬出できるよう、小型、中型車両での搬出も検討願いたい。</li> </ul>	<p><b>【現場保管場所からの搬出について】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 中間貯蔵施設への輸送を効率的に実施し、短期間で完了させる観点から、規模の小さい現場保管等については、基本的には地域の実情を熟知している市町村に積込場までの輸送を実施していただき、その後大型車両で国が集約して輸送することが有効であり、輸送連絡調整会議での調整を経て取りまとめた輸送基本計画においても、そのように整理しているところです。</li> </ul>
7. 仮置場・積込場	<p><b>【仮置場延長に係る国の支援】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・仮置場用地に係る賃貸借契約の更改にあたって、中間貯蔵施設の整備に関するスケジュールが見通せないことで、住民への説明に支障をきたしているため、住民への説明については、国の責任において、最大限市町村を支援すべきである。</li> </ul>	<p><b>【仮置場延長に係る国の支援】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 現時点で、中間貯蔵施設の整備に係る具体的なスケジュールをお示しできないことから、各市町村及び住民の皆様にご心配や御迷惑をおかけしていることについて、大変申し訳なく思っております。</li> <li>○ 除染実施区域の仮置場の賃貸借契約については、除染実施者である市町村と地権者の方との契約であるため、市町村が地権者と交渉・契約更新していただく必要がありますが、環境省としても輸送や中間貯蔵施設予定地の地権者説明状況といった参考となる情報の提供など、可能な限りの協力をさせていただき、市町村の交渉を支援してまいりたいと考えています。</li> </ul>

	主な意見の内容	環境省のこれまでの対応・考え方
7. 仮置場・積込場 (続き)	<p>【積込場確保に係る財政措置】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・積込場の確保については、市町村の役割とされているが、確保に困難を極めることが想定されることから、可能な限り公有地の活用を検討している。積込場の整備に必要な財源について全額措置するよう要望する。</li> </ul>	<p>【積込場確保に係る財政措置】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 積込場の確保については、各市町村にお願いすることとしています。これに要する費用については、福島県民健康管理基金（除染対策交付金）で対応できます。</li> </ul>
8. 県外最終処分	<ul style="list-style-type: none"> <li>・県外での最終処分に向けた工程や最終処分場の整備計画を早急に具体化してほしい。</li> <li>・JESCO 法が改正されて、30年以内の県外最終処分が法制化されたが、現在、特措法第41条に基づく除去土壌の処分基準が規定されていないことから、早急に処分基準を定める必要がある。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 中間貯蔵後の最終処分については、今年度から最終処分に向けた除去土壌等の減容・再生利用に関する技術開発等を実施するための予算を措置しており、担当する職員も増員し、体制を強化し取り組んでいます。</li> <li>○ 上記の予算・体制の下、既に公表している県外最終処分に向けた8つのステップに沿って、放射能の物理的減衰、今後の技術開発の動向等を踏まえつつ、幅広く情報を収集しながら、まずは、順次、①研究・技術開発、②減容化・再生資源化等の可能性を踏まえた最終処分の方向性・方法の検討等にしっかりと取り組みます。並行して、情報発信等を通じて県外最終処分に係る全国的な理解の醸成に努めます。</li> <li>○ このような取組を通じて、8つのステップを可能な部分から順次具体化しつつ、より具体的な取組内容と実施時期を段階的に明らかにしたいと考えております。</li> </ul> <p>→委員からの指摘</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・粒径ごとの線量に関するデータがあれば、再生利用をやりやすくなる。(第3回坂本委員発言)</li> <li>・最終処分に向けた8つのステップについて、スケジュール感を後ろから逆算していくことが必要ではないか(第3回中杉委員発言)</li> </ul>

	主な意見の内容	環境省のこれまでの対応・考え方
<p>9. 情報提供、モニタリング</p>	<p>【情報提供】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 中間貯蔵施設への搬入に当たっては、特に施設周辺自治体への情報提供や丁寧な説明を実施し、十分に配慮すること。</li> <li>・ 町に対して詳細な説明をお願いしたい。</li> <li>・ 中間貯蔵施設に関する情報を随時提供してほしい。</li> </ul>	<p>【情報提供】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ パイロット輸送の実施に当たっては、輸送連絡調整会議での説明・調整を行うとともに、関係自治体に対して搬入時期や搬入ルート等について直接説明し、相談させていただきながら、進めてきたところです。さらに、関係自治体と相談しながら、住民の皆様へのお知らせの配布、スクリーニング施設での周知等も行ってきました。</li> <li>○ また、中間貯蔵施設に関する情報全般についても、環境省のホームページで公表するとともに、パンフレットの作成等を行うことにより、分かりやすい説明ができるように努めてきたところです。</li> <li>○ 御指摘も踏まえつつ、引き続き、丁寧な説明や情報提供に努めてまいります。</li> </ul> <p>→委員からの指摘</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 環境安全委員会は地元とのつなぎ役としての役割を担っていくべき。(第3回崎田委員発言)</li> <li>・ 相談窓口での対応について評価が必要ではないか。(第3回崎田委員発言)</li> </ul>
	<p>【モニタリング】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 使用前から搬入路や保管場等の放射線量の測定を徹底するとともに随時公表していただきたい。</li> </ul>	<p>【モニタリング】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 中間貯蔵施設の保管場の整備及び当該保管場への除去土壌等の輸送に当たっては、保管場の整備前及び輸送の開始前から、継続的に空間線量等の測定を実施し、その測定結果は環境省や JESCO のホームページで随時公表しています。また、本年4月に開催した環境安全委員会(第1回)において当該結果の報告をしています。</li> <li>○ 引き続き、周辺住民を始めとする関係者の皆様の不安の解消に資するよう、空間線量等の測定を行うとともに、</li> </ul>

		その情報を公表してまいります。
--	--	-----------------

<その他委員からの主な意見>

○最終処分や再生利用を見越した計画とすることが重要。(第3回田中委員発言)

○搬出済の仮置場での線量変化を評価すれば、中間貯蔵施設を整備することの効果を総合的に評価することができるのではないか。(第3回酒井委員発言)

○最後の完成形だけでなく、整備の段階ごとに環境を評価していくことが重要ではないか。(第3回中杉委員発言)

○目の前に迫った個別の対応だけでなく全体のストーリーを考えていく必要がある。(第3回浅野座長発言)

○中間貯蔵施設はこれまでにない大事業であり、ナショナルプロジェクトとして国を挙げて取り組むべき。(第3回森委員発言)

検討会等における主な意見（汚染廃棄物に関する部分）

岩手県、宮城県、山形県、福島県、茨城県、栃木県、群馬県、埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県、新潟県及び静岡県 249 自治体に汚染廃棄物に関するアンケートを送付したところ、190 自治体（回収率 76.3%）から、以下のような意見の提出があった。

【指定廃棄物】 注：表中（福島県内自治体）は、福島県及び福島県内の市町村からの意見。

表中（関係 5 県内自治体）は、宮城県、栃木県、千葉県、茨城県及び群馬県並びに各県内の市町村からの意見。

記載の無いものは、両者に共通する意見。

	主な意見の内容	環境省のこれまでの対応・考え方
<p>1. 処理の基本的な考え方</p>	<p>【基本方針】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>基本方針を変更することなく、指定廃棄物が排出された都道府県内において、速やかかつ確実に指定廃棄物の処理を進める必要がある（福島県内自治体）。</li> <li>基本方針を見直し、指定廃棄物を拡散せず、国内 1 か所（例えば、東京電力敷地内）に集約し最終処分を行うこと（関係 5 県内自治体）。</li> <li>特措法及び基本方針について、まずは国による自己評価を公表すべき（関係 5 県内自治体）。</li> </ul> <p>【県内 1 か所での集約処理】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>県内に分散保管されている指定廃棄物を 1 か所に集約し、国の管理のもと保管できる処理施設等の候補地選定の早期実現をお願いしたい（関係 5 県内自治体）。</li> </ul>	<p>【基本方針】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>指定廃棄物の処理については、平成 23 年 11 月に閣議決定した放射性物質汚染対処特措法（以下「特措法」という。）の基本方針に基づき、指定廃棄物が排出された都道府県内において行う方針としています。</li> <li>指定廃棄物の処理に関し、東京電力福島第一原子力発電所がある福島県に集約して処理すべきという意見もありますが、原発事故により大きな被害を受け、復興・帰還に向けた懸命な努力を行っている福島県に対し、他県の指定廃棄物を集約して引き受けるという負担を強いることは到底理解が得られないと考えています。したがって、現行の基本方針で定めた各県処理の考え方を見直す予定はありません。</li> </ul> <p>【県内 1 か所での集約処理、分散保管】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>現在の一時保管を継続する考えについては、一時保管がひっ迫している状況や、台風や竜巻などの自然災害のおそれがあることに鑑みると、安全な管理の実現</li> </ul>

	主な意見の内容	環境省のこれまでの対応・考え方
	<p><b>【分散保管】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・処分地を1ヵ所に整備することについて地元の同意を得ることは難しいことから、現在の保管状況を維持し、安全性を強化した上で分散保管し、放射能が減衰してから通常の廃棄物として処分すべき（関係5県内自治体）。</li> </ul> <p><b>【市町村長会議での議論の尊重】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・これまでの市町村長会議等の検討経緯や会議において各市町から出された意見や要望を尊重した対応をお願いしたい（関係5県内自治体）。</li> </ul> <p><b>【その他】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・最終処分場の建設が困難であれば、最終処分場建設以外の方法も検討願いたい（関係5県内自治体）。</li> </ul>	<p>のためには、県内1ヵ所に集約して管理することが望ましいと考えています。なお、とりわけ栃木県や宮城県に多く一時保管されている稲わらや牧草などの農林業系のものについては、腐敗しやすく、長期にわたり減衰を待つようなものではないことに加え、農家の方々の敷地などに一時保管されているものが多数あるため、一時保管を継続することは適切ではないと考えます。</p> <p><b>【市町村長会議での議論の尊重】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 市町村長会議で議論を行った結果を尊重し、各県内における指定廃棄物の処理の課題に取り組んでまいります。</li> </ul> <p><b>【その他】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 現在、地元の方々のご意見に丁寧に耳を傾け、地元の方々のご質問の一つひとつお答えすることを通じて、ご理解を得られるように努めているところです。いずれの県においても、引き続き、県や市町村の当局を始め、地元の方々に対して誠意をもって対応し、指定廃棄物の処理が進むよう努めてまいります。</li> </ul>
<p><b>2. 処理・搬出の迅速化</b></p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・指定廃棄物の保管が長期間になっており、負担や住民不安が増大している。指定廃棄物の処理について、国による速やかな処理や搬出を求める。そのための国の体制の強化、必要な処分場や中間貯蔵施設の整備・供用の開始を早急に行うべき（福島県内自治体）。</li> <li>・国は、地元の意向を踏まえながら、誠意をもって対応し、</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 福島県内で発生した指定廃棄物については、その濃度に応じ、フクシマエコテック又は中間貯蔵施設に搬入する計画です。同県内の指定廃棄物の処理が着実に進むよう、引き続き、ご地元のご懸念を十分に踏まえつつ、ご地元への説明・対応を丁寧に進めてまいります。</li> </ul>

	主な意見の内容	環境省のこれまでの対応・考え方
	<p>国の責任において早期に処理して欲しい（関係5県内自治体）。</p>	<p>○ 指定廃棄物が多量に発生し、特に保管状況がひっ迫している関係5県においては、長期管理施設を確保すべく早急な対応が必要と考えています。当面、長期管理施設の詳細調査候補地を公表した県においては、施設の必要性・安全性などについて地元の皆様のご理解が得られるよう、丁寧に説明させていただくことが重要と考えています。引き続き、こうした努力を続けることにより、指定廃棄物の処理が着実に進むよう、尽力してまいります。</p>
<p>3. リスクコミュニケーション・住民説明・情報の公開</p>	<p>・指定廃棄物の処理の実施や処理施設、処分場の設置や候補地の選定にあたっては、地域住民、近隣住民の不安や懸念を払拭し理解を得ることができるよう、疑問に丁寧に答え、十分に丁寧な説明を行っていただきたい（関係5県内自治体）。</p>	<p>○ 指定廃棄物が多量に発生し、保管がひっ迫している県においては、国が必要な施設を確保することにより指定廃棄物の処理を進めることとしています。</p> <p>○ そのためには、施設の必要性・安全性などについて地元の皆様のご理解が得られるよう、丁寧に説明させていただくことが、何よりも重要であると考えております。</p> <p>○ 例えば、宮城県や栃木県については、県民向けのフォーラムをそれぞれ2回開催し、また、千葉県については、詳細調査候補地が所在する千葉市において、市当局や市議会での説明、意見交換を進めているところです。</p> <p>○ 引き続き、こうした努力を続けることにより、指定廃棄物の処理が着実に進むよう、尽力してまいります。</p> <p>→委員意見</p> <p>・県民向けフォーラムだけでなく、より狭い範囲を対象とした地域との対話の機会を持つべき。その際、福島市内で運営されてきた除染情報プラザの知見が他県に</p>

	主な意見の内容	環境省のこれまでの対応・考え方
		<p>おいても参考になるのではないか（第3回崎田委員発言）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 県民向けフォーラムの結果をフィードバックして評価すべき。結果を受けて、今後どのように進めて行くべきか方針を示して欲しい（第3回岡田委員発言）</li> <li>・ リスクコミュニケーションについて、放射線学習や放射線理解等の根本的などが大事。風評被害を起こさないために国が何をするかをきちんと示すべき（第3回浅野委員・崎田委員発言）</li> </ul>
	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 処理に向けた処理方針の明確化や工程表の公表等をお願いしたい（関係5県内自治体）。</li> <li>・ 情報は迅速に公開していただきたい（関係5県内自治体）。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 指定廃棄物の処理については、平成23年11月に閣議決定した特措法の基本方針に基づき、指定廃棄物が排出された都道府県内において行う方針としています。</li> <li>○ また、長期管理施設の候補地選定に当たっては、平成25年2月に選定プロセスを大幅に見直して以降、関係する自治体の状況やご意向を勘案するなど、丁寧に手順を踏むものとなっています。こうした手順を進める中で、地域毎に実情も大きく異なることから、現時点で具体的な工程表を作成することは困難であると考えています。なお、長期管理施設を設置しない県につきましては、地元自治体と相談しつつ、引き続き対応を検討していきたいと考えています。</li> <li>○ 指定廃棄物の処理については、新聞広告やテレビCM、環境省のホームページ等を通じて、国の考え方を周知してきたところです。</li> <li>○ また、仮置場については、地下水放射性物質濃度、粉じん濃度、敷地境界空間線量率、仮設焼却施設につ</li> </ul>

	主な意見の内容	環境省のこれまでの対応・考え方
		<p>いては、排ガス、焼却灰や地下水等の放射性物質濃度、敷地境界空間線量率の環境モニタリングデータを公表しているところです。</p>
<p>4. 国等の責任</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・国は、自治体の意見を尊重しながら、指定廃棄物の処理、最終処分まで責任を持って行う必要がある。</li> <li>・指定廃棄物の保管については、国が直接保管し管理することとしていただきたい（関係5県内自治体）。</li> <li>・指定廃棄物の最終処分場設置については、国の責任において判断すべき（関係5県内自治体）。</li> <li>・指定廃棄物最終処分場建設にあたっては、候補地選定、地元協議などについて、国による積極的な関与を望む（関係5県内自治体）。</li> <li>・国や東電の姿が見えないという声が県に寄せられている（関係5県内自治体）。</li> <li>・指定廃棄物発生の原因者責任を明確にすること（関係5県内自治体）。</li> </ul>	<p>○ 指定廃棄物の処理については、特措法第19条の規定に基づき、国が処理を行うこととなっています。環境省としては、これを踏まえ、引き続き、責任を持って指定廃棄物の課題に取り組んでまいりたいと考えています。</p> <p>→委員意見</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・国が責任を持って処理を進めていくことは原則であるが、県や市町村、国民にも協力の責務があり、働きかけを強化していくべき。今後は、国と県との連携を強化するなどの取組を進めて欲しい（第3回大迫委員発言）</li> </ul>

	主な意見の内容	環境省のこれまでの対応・考え方
5. 長期管理施設の設置（関係5県内自治体）	<ul style="list-style-type: none"> <li>・設置に反対する。</li> <li>・住民の理解が得られる場所に設置をすべき。</li> <li>・住民への影響がない場所に処分場を設置することが望ましい。</li> <li>・指定廃棄物を保管していない市町村を候補地とすべきではない。</li> <li>・防衛施設（演習場）周辺の緩衝緑地には建設すべきではない。</li> <li>・候補地選定に当たっての水源との近接状況の評価に際しては、自然環境の変化等により水の流れが変わる場合への思慮が必要。</li> <li>・候補地選定に当たっての評価項目の「保管量の多さ」については、特定の市町村に負担が増えるため外すべき。</li> </ul>	<p>○ 宮城県、栃木県、千葉県においては、数度にわたる市町村長会議での議論を経て各県の実情に応じた詳細調査候補地の選定手法を確定しており、尊重されるべきものであると考えています。この選定手法に基づき選定作業を行った結果、宮城県においては3ヵ所、栃木県、千葉県においてはそれぞれ1ヵ所、長期管理施設の詳細調査候補地を公表しました。今後、詳細調査を実施し、得られた結果を基に有識者による評価を行うこととしており、最終的には、その結果を踏まえて環境省が各県毎に1ヵ所の候補地を提示することとなっています。</p>
6. 安全性確保・維持管理	<ul style="list-style-type: none"> <li>・焼却に伴い排ガス中の気化した放射性セシウムについて、大気中に放出されないように十分な対策をお願いしたい（関係5県内自治体）。</li> </ul>	<p>○ 廃棄物中の放射性セシウムは、焼却時に800℃以上の高温で一部気体となりますが、その後200℃以下に冷却することにより、主に塩化セシウムとして固体状態となり、ばいじんに凝縮・吸着して、バグフィルターに捕集されます。</p> <p>○ バグフィルターは、これまでもダイオキシン対策において、微小なばいじん粒子まで高度に除去できる設備として数多くの実績を有しています。</p> <p>○ バグフィルター前後の排ガス測定を実施したところ、検出下限を下げた精密測定においても多くの場合、バグフィルター後に放射性セシウムは検出されず、ほぼ完全に除去できる性能であることを確認しています。なお、通常の測定の検出下限値は、排出後の一般環境中の基準の10分の1</p>

	主な意見の内容	環境省のこれまでの対応・考え方
		<p>以下に相当する <math>2 \text{ Bq/m}^3</math> であり、多くの施設の実測値すべてが不検出となっています。</p> <p>○ 国が設置する仮設焼却炉においては、定期的に排ガスを測定し、その結果をホームページなどで公表することとしています。</p> <p>→委員意見</p> <p>・「<math>200^\circ\text{C}</math>以下に冷却することにより固体状態となり」という表記は、「<math>200^\circ\text{C}</math>以下に冷却することにより既存粒子に吸着されたり、粒子化する」とか表現を変えた方が良い（第3回坂本委員発言）</p>
	<p>・処分場の確保にあたっては安全確保に万全を期していただきたい（関係5県内自治体）。</p>	<p>○ 国が設置する長期管理施設においては、コンクリートで二重に囲んだ堅固な構造とするほか、止水性のある混合土で施設の上部を覆うなどして雨などの浸入を防止します。</p> <p>○ また、搬入した廃棄物の間に土壌などを充填し、放射線を遮蔽します。</p> <p>○ さらには、施設の定期的な点検・診断を行い、必要に応じて補修を行います。また、敷地周辺の空間線量率や地下水の水質などを定期的に測定し、その結果をホームページに公表するなど、管理を徹底して行います。</p>
	<p>・長期間、安定した維持管理をお願いしたい（関係5県内自治体）。</p>	<p>○ 国が設置する長期管理施設においては、災害や事故に備え、長期間にわたって、維持管理を継続します。</p> <p>○ 長期管理施設の敷地周辺の空間線量率や地下水の水質などを定期的に測定し、その結果をホームページに公表します。</p> <p>○ 100年以上の耐久性を持つ施設を造ります。その際には、シミュレーション解析を踏まえ、考えられる最大級の地震に対しても倒壊、崩壊しない施設を造ります。</p>

	主な意見の内容	環境省のこれまでの対応・考え方
	<ul style="list-style-type: none"> <li>最終処分場における埋立て完了後、安全に当該土地の有効活用ができるようにしていただきたい（関係5県内自治体）。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ なお、地震時は、周囲の確認を行うとともに、管理点検廊などにおいて、コンクリートの亀裂の有無等の確認を行います。施設の異常が見つかった場合には、すみやかに補修するなど、敷地外への漏出防止に万全を期します。</li> <li>○ 本年4月13日の第8回指定廃棄物処分等有識者会議において、濃度レベルに応じた指定廃棄物の処理方法に関して、放射能濃度が十分に下がった場合の施設管理のあり方として、①一定濃度低減後、県内の公共工事等で再利用する案、②一定濃度低減後、県内で処理する案、③長期にわたり管理を継続し、安全になった段階で跡地を有効利用する案、という3つのオプションを示すとともに、各オプションの留意事項を示しました。</li> <li>○ どのオプションを採用するかについては、ある程度時間が経った段階で、施設が所在する自治体や住民の御意向を踏まえて、再度詳細に方針を検討する予定です。</li> </ul>
7. 調査研究・技術開発	<ul style="list-style-type: none"> <li>技術開発による保管期限の短縮が重要である（関係5県内自治体）。</li> <li>研究の継続的な実施をお願いしたい。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 調査研究・技術開発については、環境省において、汚染廃棄物処理も含めた新技術の実証試験を行い、その有効性を評価・公表する、「除染・減容等技術実証事業」を実施しています。こうした取組により、今後とも活用し得る有望な汚染廃棄物処理に関する新技術を評価していきます。</li> </ul> <p>→委員意見</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・減容化事業については、実証結果をきちんと整理して、国際的な知見となるようにすべき（第3回岡田委員発言）</li> </ul>
8. 指定廃棄物の指定について	<ul style="list-style-type: none"> <li>指定廃棄物の指定手続きに時間がかかりすぎている。手続きの迅速化、簡素化をお願いしたい。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 指定手続きに要する時間の短縮に努めていますが、廃棄物の性状や保管状況によって要する時間が異なることを何卒ご理解いただければと思います。なお、通常は、概ね3ヶ月程度要しています。</li> </ul>

	主な意見の内容	環境省のこれまでの対応・考え方
<p>9. 指定解除等</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・指定廃棄物の放射能濃度が 8,000 ベクレル/kgを下回った時点で通常処分を行うことができるための、指定解除手続きの整備を早急に行うこと。</li> <li>・指定解除後の処理責任についても国が引き続き負うものとするなど、指定解除後の当該廃棄物の処理先の確保が困難とならないような制度設計とすること（関係 5 県内自治体）。</li> <li>・放射線量の減衰予測や定期的な測定により、国は指定廃棄物の減衰状況を確認すること（関係 5 県内自治体）。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 指定解除の手続きについては、既に幾つかの自治体から「指定解除により処理が円滑に進む」とのご指摘や指定解除の要請があることを踏まえ、環境省において、検討を進めているところです。なお、指定を解除した後の廃棄物は、法律上の処理責任の主体が国ではなくなることを踏まえ、解除の要件をどのように設定すべきか等の課題があります。</li> <li>○ 指定廃棄物の減衰について、環境省が現地確認を行う際に、主要な一時保管場所において、空間線量率の計測を行っております。また、自然減衰によって指定廃棄物の内容が変わりうることについて注視すべきと考えており、これらの状況を把握するために、どのような対応が適切か、現在、検討しているところです。</li> </ul> <p>→委員意見</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・指定解除に関する指摘・要望が散見される背景として、既存の施設を利用して指定廃棄物の処理が進まない問題を打開したいという狙いがあるものと考えられる。メリット・デメリットを十分検討し、一つの解決の選択肢としてあった方がよい（第 3 回田中委員発言）</li> <li>・指定廃棄物は減衰していると思うので、現状でその放射能濃度がどのようになっているか、処理することでどのくらいの濃度のものがどれだけ出てくるか知りたい（第 3 回森委員発言）</li> </ul>
<p>10. 農林業系廃棄物</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・農林業系廃棄物（指定廃棄物を含む）は一時保管されており、周辺への影響等が懸念されるため、その減容化施設について住民の理解促進の取組を継続</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 農林業系廃棄物が農地等で一時保管されている状況にあり、営農等の支障になるとともに、腐敗等による生活環境への影響が懸念されることから、国としても、早期に減</li> </ul>

	主な意見の内容	環境省のこれまでの対応・考え方
	し、早期に整備を図る必要がある（福島県内自治体）。	容化処理を行い、性状の安定化を図ることが必要であると考えています。このため、その減容化施設の設置に向けて、候補地周辺の住民の方々に、施設の必要性、安全性等をご理解いただけるよう、引き続き丁寧な説明に努めてまいります。
1 1. 側溝汚泥	・除染業務で対応できない $0.23\mu\text{ Sv/h}$ 以下で $8,000\text{ Bq/kg}$ 超の側溝汚泥の撤去及び処理に対し、国による指定廃棄物の処理方針の明示、汚泥撤去費用の負担に対する市町村への財政措置をお願いしたい（福島県内自治体）。	○ 除染等により側溝の堆積物を除去したものであって、除去された物が土砂として捉えられるものではなく、泥状である場合には、廃棄物である汚泥に該当することとなります。この場合、放射性物質の濃度が $8,000\text{ Bq/kg}$ 以下の汚泥は、従前と同様の処理方法により処理することが可能であり、廃棄物処理法に基づく排出事業者責任の下で、産業廃棄物処理業者等に処理を委託するなどにより、適正に処理する必要があります。他方、 $8,000\text{ Bq/kg}$ を超え、環境大臣の指定を受けたものは、指定廃棄物として国が責任を持って処理を行うこととなっています。
1 2. 財政措置	・指定廃棄物の一時保管を行うための施設、保管の際に遮へいに要した資材の処分、保管場所の現状復旧のために必要な措置等について、国が財政措置を講ずること。	○ 環境省としては、指定廃棄物を安全かつ適正に保管していただけるよう、必要に応じ一時保管に要する経費について支援をしているところです。今後は指定廃棄物の処理の状況を踏まえ、遮へいに要した資材の処分等についての財政支援についても検討してまいりたいと考えています。
1 3. 地域振興・風評被害対策	・地元の要望を反映した地域振興策を着実に実施し、風評被害の未然防止に万全を尽くし、万一風評被害が生じた場合は国が責任を持って対応していただきたい（関係5県内自治体）。	○ 風評被害を防止するため、まずは、長期管理施設の必要性や安全性などについて、幅広く丁寧にご説明し、皆様のご不安やご懸念を払拭することが重要と考えています。このため、これまで新聞広告やテレビ CM、環境省のホームページ等を通じて周知に努めているところです。 ○ 今後も、指定廃棄物の安全な処理についてご理解が得られるよう、皆様のご関心に沿った情報発信を行うことによ

	主な意見の内容	環境省のこれまでの対応・考え方
		<p>り、風評被害の防止に努めてまいります。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ なお、長期管理施設の設置により、万が一、風評被害が生じた場合には、地元自治体とご相談の上、連携して、国として可能な限りの対策を講じてまいります。</li> <li>○ また、地域振興策については、本年度予算において、関係5県で長期管理施設を設置する場合の周辺地域振興等を支援する予算を計上しており、長期管理施設を設置することになる地元自治体と相談し、地元のご要望にきめ細かく対応したいと考えております。</li> </ul> <p>→委員意見</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・(再掲) リスクコミュニケーションについて、放射線学習や放射線理解等の根本的ところが大事。風評被害を起こさないために国が何をするかをきちんと示すべき (第3回 浅野委員・崎田委員発言)</li> </ul>
14. 検討会	<ul style="list-style-type: none"> <li>・審議の公正・透明性を保つ観点から、有識者会議委員と特措法施行状況検討会委員の重複委嘱に疑義を感じる。検討会委員委嘱には西・東日本の地域的なバランスや、専門的知見のバランスに配慮されるべき (関係5県内自治体)。</li> <li>・現地に足を運ばれたうえで住民の声を吸い上げるなど現実を直視し、現状に即した内容で議論を深めて頂きたい (関係5県内自治体)。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 本検討会の委員については、「中央環境審議会」、除染について議論していただいている「環境回復検討会」、汚染廃棄物について議論していただいている「放射性物質汚染廃棄物に関する安全対策検討会 (以下「安全対策検討会」という。)」の委員から、専門分野のバランスを考慮して選任したものです。</li> <li>○ 現状に即した内容で議論を深めるために、特措法の施行に関係する全自治体を対象にアンケート調査を行うこととしたところです。</li> </ul>
15. その他	<ul style="list-style-type: none"> <li>・国は、自治体の意見等を尊重し、誠実に対応すべき (関係5県内自治体)。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 今回のアンケート調査は、本検討会での議論の参考とするためのものであり、委員の先生方には自治体から出された意見も踏まえて検討を行っていただくため、検討会資料として整理・提示しているものです。</li> </ul>

【対策地域内廃棄物】

	主な意見の内容	環境省のこれまでの対応・考え方
<p>1. 帰還困難区域における処理方針</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・帰還困難区域についても早期に処理方針を明確すること。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 帰還困難区域における廃棄物処理については、インフラ復旧や復興拠点の整備に向けた動きを踏まえて、廃棄物処理に必要な仮置場や仮設焼却施設の設置も含めて、地元と検討を行っているところであり、必要な対応を行ってまいります。</li> </ul>
<p>2. 事業系廃棄物</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・平成24年4月13日に施行された規則改正について、対策地域内廃棄物から除外するのは、再開された事業活動から生じたものに限定して解釈、運用すべきであり、事業活動を再開するために排出された廃棄物（コンビニエンスストア等の事業再開に伴って排出される廃棄物、工場内に残置された廃棄物、住宅等修繕廃棄物）は除外すべきでない。</li> <li>・施行規則第3条第2号の規定を「避難指示が解除された後に生じた廃棄物」に改めるべき。</li> <li>・事業系廃棄物については、家庭から出る一般廃棄物と同様に処分すること。</li> <li>・引取先のない建設副産物の処分方法を確立してほしい。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 平成24年4月13日以降に事業活動を再開するために排出された廃棄物や建設副産物等の事業活動に伴い発生する廃棄物は、事業活動に伴って発生した廃棄物であり、産業廃棄物もしくは事業系一般廃棄物として、事業者の責任で処理を行っていただくこととなります。</li> <li>○ 一方で、処理先が見つからないのではといった不安の声もあることは承知しており、環境省としても、引き続き、福島県、福島県産業廃棄物協会及び双葉地方広域市町村圏組合等と連携して、処理が滞らないよう取り組んでまいります。</li> <li>○ なお、住宅等修繕廃棄物については、福島県産業廃棄物協会を通して処理業者が紹介された事例があることも確認しております。</li> <li>○ また、施行規則第3条第2号の規定については、旧警戒区域・計画的避難区域の見直しに伴い、一定の事業活動等を行うことが可能となったことから、本来の原則に戻して、事業活動に伴って生じた廃棄物については、排出者の責任で処理を行うこととしたところです。</li> <li>○ 住民の帰還の妨げとなる、被災家屋や家の片付けごみ</li> </ul>

	主な意見の内容	環境省のこれまでの対応・考え方
		等については、引き続き、対策地域内廃棄物として、処理を進めてまいります。
3. 処理スケジュール	・各市町村の状況を踏まえた処理スケジュールと終期目標を早期に示すこと。	○ 各市町村の処理スケジュールについては、被災家屋の解体の申請が受付中である等、現時点で不確定な要素はあるものの、仮設焼却施設の進捗状況や個別の事情を踏まえ、可能な限り明確にしております。
4. 動物の死体処理	・一時埋却された動物の死体については、対策地域内廃棄物として速やかに適正な処分を行う必要がある。	○ 一時埋却された動物の死体の処理については、法令上の整理も踏まえ、合理的な解決に向けて、引き続き、調整を進めてまいります。
5. 旧警戒区域内の漁場がれき	・福島第一原子力発電所から半径20kmについては、警戒区域の指定を解除されているが、当該区域の漁場を復旧させるため、国の責任によるがれきの撤去及び処分を特措法に位置づける等、処理スキームを構築すること。	○ 福島県の港湾事務所では、旧警戒区域内においてしゅんせつで引き揚げた船舶について、既に産業廃棄物として処理をされた事例があると聞いております。 ○ 環境省としても、漁場がれきの処理について、漁協等の関係者に状況を確認し、処理が滞らないよう取り組んでまいります。 →委員意見 ・漁場がれきの処理を行う事業者は誰なのか等、明確化すべき。また、産業廃棄物協会を通じたマッチングについて、丁寧に説明すべき（第3回岡田委員発言）
6. その他	・町内で発生する生活ごみについては、国による早急な対応をお願いしたい。	○ 一時帰還に伴い発生する家の片付けごみについては、対策地域内廃棄物として環境省で回収を実施しているところです。一方、帰還された後に生活に伴い発生する生活ごみについては、一般廃棄物として市町村で回収を行っていただくこととなります。

【特定一般廃棄物・特定産業廃棄物】

	主な意見の内容	環境省のこれまでの対応・考え方
<p>1. 特定一般廃棄物・特定産業廃棄物の国による処理又は処分先の確保等</p>	<p>・特定一般廃棄物及び特定産業廃棄物を含む 8,000Bq/kg 以下の汚染された廃棄物（浄水発生土（汚泥）、道路側溝汚泥、農業系等の事業系廃棄物等）についても、8,000Bq/kg 超の廃棄物と同様に国が責任を持って処理又は処分先の確保等を行うことにより処理を推進すべきである。</p> <p>・国として、8,000Bq/kg 以下の汚染された廃棄物（建設副産物等）に係る処分方法や安全性等の周知・確立をすべきである。</p>	<p>○ 安全評価により、周辺住民と作業双方の安全を確保でき、特別な管理を必要としない放射能濃度として 8,000Bq/kg 以下という基準が定められています。このため、放射能濃度が 8,000Bq/kg 以下の廃棄物については、廃棄物処理法に基づき、従来と同様の処理方法による処理が可能です。</p> <p>○ 放射能濃度が 8,000Bq/kg 以下の廃棄物については、多くの市町村や廃棄物処理業者等の努力により、適正な処理が進んでいると考えていますが、未だ地域の理解が得られず、処理が滞っている地域もあることから、国としても、8,000Bq/kg 以下の廃棄物の処理の促進に、引き続き、しっかりと取り組むことが重要と考えています。</p> <p>○ これまで、ホームページ、パンフレット、会議や通知等により 8,000Bq/kg 以下の廃棄物の処理の安全性の周知を図るとともに、関係自治体・関係省庁等と連携し、早期処理に向けて取り組んできました。今後も、こうした取組を通じ、廃棄物の処理が進むよう一層努力してまいります。</p>
<p>2. 特定一般廃棄物及び特定産業廃棄物の処理に係る財政支援</p>	<p>・市町村等が実証事業を行う場合や独自の安全対策を講じた場合に要する経費に対する財政支援をお願いしたい。</p> <p>・8,000Bq/kg 以下の焼却灰の収集・運搬費用についても、国費で認めてほしい。</p>	<p>○ 8,000Bq/kg 以下の汚染された廃棄物の処理において、放射性物質による汚染が原因で通常の処理に対して追加的な負担が発生した場合は、東京電力への求償の対象となりますが、市町村によって負担の状況が異なることから、東京電力と調整の結果、東京電力から</p>

	主な意見の内容	環境省のこれまでの対応・考え方
	<ul style="list-style-type: none"> <li>・道路側溝汚泥の撤去費用の負担に対する市町村への財政措置をお願いしたい。</li> <li>・8,000Bq/kg以下の廃棄物約 200 t が、住民の反対により一般廃棄物最終処分場に搬入できない状況である。そのため仮保管場所の設置等に関する経費について、国の全面的な財政支援をお願いしたい。</li> <li>・廃棄物処理処理法に基づく維持管理に加え、特措法に基づく維持管理基準を遵守するために、財政的支援を求める。</li> <li>・特措法に基づき、最終処分場に水密性のアスファルトを施す覆土工事を行ったが、補助金事業としてのメニューがなく、一般財源での対応となったため、補助金事業等として実施できるよう財政上の措置を検討していただきたい。</li> <li>・農林業系廃棄物処理加速化事業について、汚染廃棄物の保管がひっ迫する一方で、処理がほとんど進んでいない状況であるため、汚染廃棄物がなくなるまで事業を継続すべき。</li> </ul>	<p>個別の市町村又は排出事業者に対する説明を行った上で、個別に賠償請求をしていただく整理となっております。</p> <p>○ なお、8,000Bq/kg 以下の農林業系廃棄物については、従来から廃棄物としての処理が行われてきたものと異なり、これまで循環利用されてきた稲わら、牧草等が事故由来放射性物質に汚染されたことにより、大量に発生したため、「農林業系廃棄物の処理加速化事業」（補助率 1/2、残りの地方負担分は震災復興特別交付税の算定対象）により市町村等がその対応を行う場合の財政支援を行うことで、その処理を推進しています。本事業については、次年度以降においても必要な支援が行えるよう努力してまいります。</p>
<p>3. 特定一般廃棄物及び特定産業廃棄物の要件の見直し等</p>	<p>【総論】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・汚染対応特措法における特定一般廃棄物及び特定産業廃棄物の必要性に係る検討や要件の見直しをするべきである。</li> </ul> <p>【各論】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・浄水場より発生する廃棄物（天日乾燥汚泥）が特定産業廃棄物に区分されることが副次産物として利用するこ</li> </ul>	<p>○ 要件見直しについては、特措法施行後、平成 24 年に実施したところですが、その後、自然減衰により特定一般廃棄物及び特定産業廃棄物の放射性物質濃度は低下傾向にあります。</p> <p>○ このような状況を踏まえ、今後、知見を集積、整理し、安全対策検討会において検討する予定です。</p> <p>→委員意見</p>

	主な意見の内容	環境省のこれまでの対応・考え方
	<p>とへの障害となる懸念があり、副次産物としての利用が再開できるように国としての対応をお願いしたい。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>宮城県における稲わらや側溝の汚泥等にまで、特定一般廃棄物及び特定産業廃棄物の対象範囲を拡げて欲しい。</li> <li>栃木県の焼却施設から発生するばいじんについては、放射能濃度が低減している現状を踏まえ、当該ばいじんを特定一般廃棄物・特定産業廃棄物から除外してほしい。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>16条報告の施設数の減少や、放射能濃度の低減（そもそもH23年時より800Bq/kg以下のものも多い）が見られる中で、16条調査の対象施設の要件、特定一廃や特定産廃の要件見直しを戦略的に進めるべきではないか。（第3回田中委員発言）</li> <li>ばいじんに関してはこれから外していくかを検討することになり、どの程度明らかになると外していいかということが問題となると思うが、何を基準として考えるのか。（第3回大塚委員発言）</li> </ul>
<p>4. 最終処分場の維持管理基準の見直し</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>最終処分場の放流水、地下水の放射性物質濃度を毎月測定していますが、今まで検出されたことはありません。過去何年間にわたって、検出されない場合には、測定を免除するという規定をもうけるなどの検討をお願いしたい。</li> </ul>	<p>○ 放流水や地下水中の放射性物質濃度の定期的な測定は、適切な埋立処分がなされていることを入念的に確認するため、特措法に基づく維持管理基準に定められたものですが、一方で、数年に渡り検出されない場合など、データや知見が蓄積されてきたことから、今後、特定一般廃棄物・特定産業廃棄物の管理のあり方を安全対策検討会で検討していく予定です。</p>
<p>5. 最終処分場の廃止基準の設定</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>最終処分場の埋立終了後から閉鎖まで、放射性物質濃度測定はいつまで行うべきなのか、また、当該処分場の跡地利用についての明確な方針が国から示されていないなど、補完していかなければならない事案が多々あると思う。ついては、それらの把握に努めていただき対応をお願いしたい。</li> <li>廃棄物処理施設である焼却施設から排出されるばいじんは、特定一般廃棄物又は特定産業廃棄物となるが、特</li> </ul>	<p>○ 特定一般廃棄物等の埋立中や埋立終了時の措置については、廃棄物関係ガイドライン（平成25年第2版）に示しているところですが、埋立終了後から閉鎖に至る管理や廃止基準については整理が必要と考えています。</p> <p>○ 放射性物質により汚染された廃棄物が埋立処分された最終処分場の実態については、継続して調査を実施しており、その調査結果を踏まえ、今後、当該最終処</p>

	主な意見の内容	環境省のこれまでの対応・考え方
	<p>定一般廃棄物又は特定産業廃棄物を受け入れた最終処分場の廃止基準は未だ示されていない。今後、埋立終了の時期が来る最終処分場もあるため、廃止基準を速やかに示すべき。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 特定一般廃棄物を埋め立て処分した最終処分場における軽微な変更、変更、廃止等に関する手続き、基準を明確にすべき。</li> </ul>	<p>分場の管理のあり方等について安全対策検討会で検討していく予定です。</p> <p>→委員発言</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 最終処分場の閉鎖（廃止）の基準について、検討が必要ではないか（第3回中杉委員発言）</li> </ul>
<p>6. 除染廃棄物の処理</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 除染で発生した可燃性廃棄物（牧草等）の減容化を行う施設が無く、仮置場の増設も困難であり、仮置場容量にも限界があることから、国が飯舘村に設置する仮設焼却炉において当市の可燃性廃棄物の受け入れを検討して欲しい。もしくは、除染による可燃性廃棄物について、早急に国において責任を持って処理を行って欲しい。</li> <li>・ 除染に伴う可燃性廃棄物等の処理を促進する必要がある。</li> <li>・ 現時点で除染に伴う廃棄物は、現場保管となっているが、可燃物について焼却処理ができるよう国が明確な基準や指示を出してほしい。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 安全評価により、周辺住民と作業双方の安全を確保でき、特別な管理を必要としない放射能濃度として8,000Bq/kg以下という基準が定められています。除染に伴い生じた廃棄物は、通常放射能濃度が8,000Bq/kg以下と考えられ、特定一般廃棄物または特定産業廃棄物として、廃棄物処理法に基づき、従来と同様の処理方法による処理が可能です。</li> <li>○ なお、8,000Bq/kg以下の除染廃棄物の焼却処理等を行う場合については、特措法において、特定一般廃棄物・特定産業廃棄物としての入念的な維持管理基準等（排ガス及び排水中の放射性セシウムの濃度測定等）が定められています。</li> </ul>

	主な意見の内容	環境省のこれまでの対応・考え方
	<p>・特定一般廃棄物において、除染作業時における収集運搬の取り扱いと、仮置場設置後の搬出における収集運搬の取り扱いが不明確であり、特定一般廃棄物においては、除染作業時と同様な取り扱いとなれば、効率的・効果的な実務対応が可能であるため法的な整理を検討願いたい。</p>	<p>○ 除染実施区域における除染廃棄物については、廃棄物処理法に基づき、生活環境の保全上、適切な収集運搬を行わなければならないこととされています。</p> <p>○ 一方、除染廃棄物を含む除去土壌等の仮置場までの集約については、土壌等の除染と一体的に行うものであることから、土壌等の除染等の措置の一部であると整理しているところです。</p>
	<p>・除去土壌以外の除染廃棄物について、廃掃法で禁止されている収集・運搬業の二次下請け以降を認めてほしい。</p>	<p>○ 一般廃棄物の処理については、市町村の処理責任が不明確になり、不適正処理につながるおそれがあることから、廃棄物処理法上、再委託は禁止されています。また、産業廃棄物の処理についても、排出事業者の処理責任の所在が不明確になり、不適正処理につながるおそれがあることから、再委託は原則禁止されているところです。</p> <p>○ 除染廃棄物の収集運搬について、二次下請以降の委託（再々委託）を可能とすると、前述の処理責任が不明確になることから、二次下請以降の委託を認めることは困難です。</p>
<p>7. 自治体職員への支援</p>	<p>・特措法の適用を受ける自治体では、町民や業者からの特定一般廃棄物・特定産業廃棄物に関する相談や苦情、関係機関との調整など、職員が受ける影響や負担は甚大である。この救済措置を考えていただきたい。</p>	<p>○ 環境省としても、ホームページ、パンフレット、会議や通知等により 8,000Bq/kg 以下の廃棄物の処理の安全性の周知を図ってまいりました。今後も、こうした取組を通じ、関係者の理解が得られるよう、一層努力してまいります。</p>

	主な意見の内容	環境省のこれまでの対応・考え方
8. その他	<p>・東京電力に対し、保管及び処分等に要する費用の賠償について誠実な対応を行うよう指導していただきたい。</p> <p>・これまでの放射性物質や廃棄物処理に関する正確な知識の普及に加え、国において、汚染廃棄物の減容化技術、焼却灰からの放射性物質の分離技術等の研究開発の充実と実用化をお願いしたい。</p> <p>・最終処分場における放流水等において、放射性セシウムの濃度が高い場合には、ゼオライトに吸着させることで改善が図られるとの対策事例がガイドラインに掲載されていたが、セシウムを吸着したゼオライトそのものをどのように処分すればよいのかについては記載がなかった。また、最終処分場の覆土についても同様に、覆土用として適切な土質についての情報があつたものの、覆土に適した土砂がどこにあり、どこで購入すればよいのか情報提供はなく、応急的な対応がメインとなり、法律施行に伴うフォロー的な情報提供が不足しているように思える。</p>	<p>○ 賠償については、上記に記載の通り、各主体が個別に実施するものと整理しているところですが、必要に応じて適切に対応を検討してまいります。</p> <p>○ 調査研究・技術開発については、環境省において、汚染廃棄物処理も含めた新技術の実証試験を行い、その有効性を評価・公表する、「除染・減容等技術実証事業」等を行ってきたところであり、当該結果等を広く周知するとともに、引き続き新技術の有効性について評価等を行ってまいります。</p> <p>○ また、特措法の適正な運用に必要な情報提供の充実については、ご意見も踏まえ、検討してまいります。</p>

## 検討会等における主な意見（全般に関わる横断的事項）

### （国からの発信）

○この４年間に蓄積した知見を国としてどうまとめ、国際的に活用してもらえるように発信していくかが重要。（第１回、第２回森委員発言）

○ＩＡＥＡの評価と助言は有用。日本がどのように受け止め、対応しているのか発信していくべき。（第２回新美委員発言）

### （研究）

○放射性物質に関する研究は長期的にとりくまなくてはならない。国の研究機関としてできる、長期的な、科学的基盤に基づく政策への貢献も必要。（第２回大迫委員発言、浅野委員発言）

### （その他）

○環境省と自治体とのコミュニケーションを密にし、自治体が環境省と同じ理解になれば、多くの課題の解決が進むのではないか（第２回岡田委員発言）